

(4) 特別支援教育

- ① 児童の教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善、克服するために、特別支援校内委員会を核とした校内支援体制を確立し、個々の発達の状態や課題に対応したインクルーシブな教育を推進する指導方法を協議する。また、特別支援教室の巡回指導教員や特別支援教育専門員・巡回相談心理士との連携を深め、支援の方法について研修を重ね、児童支援を強化する。
- ② 家庭・関係諸機関・幼稚園や保育園、中学校と連携し個別指導計画・学校生活支援シートを作成し、連絡を密にとり、連続性のある指導に繋げる。
- ③ 都立特別支援学校等と交流の内容等の打合せを確実にし、副籍交流の一層の充実を図る。
- ④ のぞみ学級との共同学習を充実させるため、日々の授業交流やお手紙交流等を通して児童の特別支援に対する理解を深められるようにする。

(5) 生活指導

ア 生活指導

- ① 「陶鎔スタイル」について児童自らがその必要性について振り返り、改善していくことを促す。また、全教職員共通理解の下での生活指導、連絡会等における情報の共有化、家庭・地域と連携した指導によって、基本的な生活習慣や学習規律の定着を図る。
- ② セーフティ教室などの防犯教育、防災教育、薬物乱用防止教育、情報モラル教育、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための『生命（いのち）の安全教育』を児童の発達段階に応じ推進し、判断力や知識及び技能を身に付けるようにする。

イ いじめ防止等の取組

- ① 毎週1回の「いじめ対応のための時間」により、組織的にいじめの状況を把握し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等につなぐなど、学校いじめ対策委員会を核として、未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- ② Q-Uや「SOSの出し方に関する教育」を踏まえ、学校の中で相談できる大人を確保し相談できる環境づくり等、児童の支援体制を確立する。
- ③ 「八王子市いのちの大切さを共に考える日」（6月から7月）では、校長が全校集会等でSOSの出し方について講話を行う。保護者会や学校だより等を通してSNS学校ルール・情報モラルやメディアリテラシー教育について家庭における理解の促進とさらなる協力を求めていく。

ウ 不登校児童への支援等

- ① 不登校児童の実態をもとに、支援ニーズを把握し、社会的自立に向けて、登校支援コーディネーターが中心となり毎月「個票システム」を活用し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携を図る。
- ② 担任が電話や訪問等で関わった内容を記録し、情報共有を図る。また、本人が安心して学校生活を送れるような環境（学級はもちろん、別室指導支援教室等も含め）の整備を行い、さらに保護者とも連携し、給食センター等も紹介し、つながりを大切にすることで次につなげていく。

(6) 特色ある教育活動

ア 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組【檜原中学校グループ（檜原中・檜原小・陶鎔小）】

- ① 地域に生きる子どもたちの義務教育9年間の発達・成長を見通し、檜原中学校区グループとして、檜原小・陶鎔小と合同で行う取組を強化し、授業体験、部活動体験、生徒会による小学校訪問等を通して、中学生に対する憧れを促し、思いやりの気持ちや自己有用感を育成する。
- ② 3校の学力定着プロジェクトチームの持ち寄ったデータを基に傾向を共有し、課題と捉えた項目を克服できるカリキュラムを設計した上で、授業を行う。
- ③ 各学期に1回の合同研修会・授業研究・協議会等を通して、ICT活用・生徒理解・学習指導(学力向上プロジェクトチーム)・生活指導・体力向上等での系統的・継続的な教育活動を行う。生活支援シート及び個別指導計画を活用した小中学校間における情報共有の連携を図る。
- ④ 中学生の小学校行事ボランティア、青年対策地区委員会主催「檜原ふれあいフェスタ」などにも積極的に参画できるように、学校として働き掛けをし、児童・生徒の活動を支えて促していく。

イ 学力向上の取組

- ① 「はちおうじっ子ミニマム」の活用を通して、社会生活を営む上で最低限身に付けるべき基礎的・基本的な学習内容の確実な定着に向けて行う取組として、授業以外の場「家庭学習における保護者との連携や、補習の設定、ドリル型学習コンテンツの活用、学習用端末におけるアプリ学習による下学年に遡った復習の反復」等での学習の充実を図る。
- ② 「陶鎔スタイル」に基づき、学校全体で学習規律の徹底を図り、学校運営協議会が策定した「TOYOアクション5+1」と併せて家庭に周知し、家庭学習の習慣を身に付けさせる。

ウ その他

- ① 9年間を見通したICT活用計画（八王子市版情報活用能力系統表）に基づき、低学年から確実にICT活用能力を養うとともに「情報リテラシー」を学ばせる。
- ② 華道家を招へいし、体験的鑑賞教育を継続して実施するなど「陶鎔小学校2020レガシー」として、我が国・郷土の文化やよさを学ぶ機会を設ける。
- ③ 「保幼小連携の日」に各機関の代表者が集まり、スタートカリキュラムについて協議する。また「保・幼・小連携」として、低学年と園児との交流を3学期に設定する。
- ④ 地域の町会が主催する行事（祭りやマルシェ）の企画等にも児童が参画できるように学校運営協議会でも議題に取り上げて協議し、PTAやおやじの会とより連携して取り組む。